

一般社団法人 日本看護科学学会

定款変更案(比較表) 諸規程変更案(比較表)

- ・定款施行細則変更案
- ・代議員・役員選出規程変更案
- ・会員資格基準変更案

下線部は公益認定を受けるため必要な事項です。赤字は変更部分です。

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）と称する。英文名は、「Japan Academy of Nursing Science」と称し、略称は「JANS」とする。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（事業） 第3条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。 学術集会の開催 学会誌等の発行 研究活動の推進 国内外の関連学術団体との協力と連携</p> <p>国際的な研究協力の推進 人々の健康と福祉に貢献するための社会活動 その他本会の目的達成に必要な事業</p> <p>（事務所） 第4条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>（公告の方法） 第5条 本会の公告は、学会誌及び電子公告により行う。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）と称する。英文名は、「Japan Academy of Nursing Science」と称し、略称は「JANS」とする。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（事業） 第3条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。 学術集会の開催 学会誌等の発行 研究活動の推進 国内外の関連学術団体との協力と連携 研究論文の表彰 国際的な研究協力の推進 人々の健康と福祉に貢献するための社会活動 その他本会の目的達成に必要な事業</p> <p><u>2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。</u></p> <p>（事務所） 第4条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>（公告の方法） 第5条 本会の公告は、電子公告により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「名称」は定款の必要的記載事項である。（法人法第11条第1項） ・「目的」は定款の必要的記載事項である。（法人法第11条第1項） ・公益認定を受ける場合には、公益目的事業を行うことを主たる目的としていることが必要である。（認定法第5条第1号） ・定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがある。 ・公益認定を受ける場合には、公序良俗に反する事業を行わないものであることが必要である。（認定法第5条第5号） ・公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにすることが望ましい。公益目的事業を2以上の都道府県の区域内で行う旨を定款で定める法人の行政庁は国（内閣総理大臣）となる。（整備法第47条第1号口） ・主たる事務所の所在地は、必要的記載事項である。（法人法第11条第1項第1号） ・登記簿に合わせる。

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第2章 基金</p> <p>（基金） 第6条 本会に基金を置く。基金の取り扱いは、本定款第7条、第8条のほか、別に定める。</p> <p>（基金の募集及び拠出者の権利） 第7条 本会は、基金を引き受け者を募集することができる。 2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。 3 本会は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。但し、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を超えて返還しない。</p> <p>4 基金の返還に係る債権には利息は付さない。</p> <p>（基金の返還手続） 第8条 基金の返還は、社員総会において返還すべき基金の総額について議決を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。 2 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金銭を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>（会員の種類） 第9条 本会の会員は次のとおりとする。 正会員 賛助会員 名誉会員</p> <p>（正会員） 第10条 正会員は、本会の目的に賛同し、看護学を研究する個人であって、理事会の承認を得た者とする。</p>	<p>第2章 基金</p> <p>（基金） 第6条 本会に基金を置く。</p> <p>（基金の募集及び拠出者の権利） 第7条 本会は、基金を引き受け者を募集することができる。 2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。 3 本会は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。但し、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を超えて返還しない。 4 本会の基金は、本会が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。 5 基金の返還に係る債権には利息は付さない。</p> <p>（基金の返還手続） 第8条 基金の返還は、社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。 2 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>（会員の種類） 第9条 本会の会員は次のとおりとする。 正会員 賛助会員 名誉会員</p> <p>（正会員） 第10条 正会員は、本会の目的に賛同し、看護学を研究する個人であって、社員総会の定める基準に基づき理事会の承認を得た者とする。</p>	<p>・公告方法は定款の必要的記載事項であり（法人法第11条第1項）、次のいずれかの方法による。（法人法第331条第1項） 1 官報に掲載する方法 2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 3 電子公告による方法 4 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>・基金を設ける場合には、次の定款規定が必要である。 1) 基金の募集をすることができる旨 2) 基金の拠出者の権利に関する規定 3) 基金の返還の手続き</p> <p>・基金の取り扱いを定めてもよいが、一般社団・財団法人上に規定があるので、定款上は規定は不要である。</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>2 正会員は、学会総会に出席し、議決権を行使することができる。</p> <p>3 正会員は、学術集会に参加し、学会誌に投稿し、かつ学会誌等の配布を受けることができる。</p> <p>4 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された社員の権利を社員と同様に本会に対して行使することができる。</p> <p>（賛助会員）</p> <p>第11条 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、理事会の承認を得たものとする。</p> <p>（名誉会員）</p> <p>第12条 名誉会員は、看護学の発展に多大の寄与をした者の中から理事長が、理事会及び社員総会の議を経て学会総会で推薦する。</p> <p>2 名誉会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。</p>	<p>2 正会員は、学会総会に出席し、議決権を行使することができる。</p> <p>3 正会員は、学術集会に参加し、学会誌に投稿し、かつ学会誌等の配布を受けることができる。</p> <p>4 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</p> <p>法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</p> <p>法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</p> <p>法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</p> <p>法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）</p> <p>法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</p> <p>法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</p> <p>法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</p> <p>（賛助会員）</p> <p>第11条 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、社員総会の定める基準に基づき理事会の承認を得たものとする。</p> <p>（名誉会員）</p> <p>第12条 名誉会員は、看護学の発展に多大の寄与をした者の中から、理事会及び社員総会の承認を得たものとする。</p> <p>2 名誉会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>3 第1項の承認について、理事長は、学会総会に報告しなければならない。</p>	<p>・社団法人の「社員」は、自然人又は法人に限られるが、人格のない社団が賛助会員として会員になることは可能。</p> <p>・第3項は第14条に移管。</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>（入会） 第13条 本会に入会を希望するものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>（会費） 第14条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。 2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>（資格の喪失） 第15条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。 退会 会費の1年間の未納 死亡又は失踪宣告 除名</p> <p>（退会） 第16条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。</p> <p>（除名） 第17条 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があった会員は、社員総会の議決を経て理事長が除名することができる。</p>	<p>（入会） 第13条 正会員又は賛助会員として本会に入会を希望するものは、入会申込書を理事長に提出し、社員総会の定める基準に基づき理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>（義務） 第14条 会員は、社員総会で定める会費を納めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、会費の納入を要しない。 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>（資格の喪失） 第15条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。 第16条の規定により退会したとき 会費を請求日後1年間納付しなかったとき 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散したとき 第17条の規定により除名されたとき その他法令で規定する事由に該当したとき</p> <p>（退会） 第16条 退会を希望する会員は、理事長へ退会届を提出しなければならない。</p> <p>（除名） 第17条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があった場合には、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>・公益認定を受ける場合、社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないことが必要である。（認定法第5条第14号）</p> <p>社員の資格の得喪に関する規定は、法人法上の必要的記載事項である。（法人法第11条第1項第5号） 社員は、次に掲げる事由によって退社する。（法人法第29条） (1) 定款で定めた事由の発生 (2) 総社員の同意 (3) 死亡又は解散 (4) 除名</p> <p>社員はいつでも退社することができる。（法人法第28条）</p> <p>社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。（法人法第30条）</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第4章 社員及び社員総会</p> <p>（社員）</p> <p>第18条 本会の社員は、代議員をもってこれにあてる。</p> <p>2 代議員を選出するために、別に理事会が定める規程により、正会員による代議員選挙を行う。</p> <p>4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、また代議員に立候補する権利も有する。</p> <p>3 代議員は、正会員30人の中から1人の割合により選出する。</p> <p>5 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 代議員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時学会総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては2期までとする。</p> <p>2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提議している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提議を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない（当該代議員は役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。</p>	<p>第4章 社員及び社員総会</p> <p>（社員）</p> <p>第18条 本会の社員は、代議員をもってこれにあてる。</p> <p>2 代議員を選出するために、別に理事会が定める規程により、正会員による代議員選挙を行う。</p> <p>3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、また代議員に選出される権利も有する。</p> <p>4 代議員は、理事会が定める地区別に選出するものとし、その定数は当該各地区ごとに次の各号のとおりとする。 正会員30人以内の場合は1人とする。 正会員30人超の場合は、正会員30人ごとに1人とし、その端数が15人以下のときは切り捨て、その端数が15人超のときは1人に切り上げる。</p> <p>5 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。</p> <p>6 第2項の代議員選挙は、4年に1度、1月から4月までの期間に実施する。</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 代議員の任期は、選出の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再選を妨げない。但し、連続しては2期までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととす</p>	<p>・代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要である。</p> <p>(1) 社員（代議員）を選出するための制度の骨格が定款で定められていること 定数、選出方法：第18条 任期、欠員措置：第19条</p> <p>(2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保証されていること：第18条</p> <p>(3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること：第18条</p> <p>(4) 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること</p> <p>(5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること（第10条第4項）</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>3 代議員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じたときは、代議員選挙における次点者が残任期間その任に当るものとする。</p> <p>（社員総会の構成等） 第20条 社員総会は、社員をもって組織する。</p> <p>2 本会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に定時社員総会を開催する。また、総社員の三分の四以上から請求があった時、及び理事会が認めた時は、臨時社員総会を開催しなければならない。</p> <p>（社員総会の審議事項） 第21条 社員総会は、法令及び本定款に定める事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>（社員総会の招集等） 第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて理事長が招集しその議長となる。理事長に事故があるときには、副理事長がこれに当る。</p>	<p>る。</p> <p>3 代議員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じたときは、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が、補欠の代議員としてその任に当るものとする。</p> <p>4 前項に規定する補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>（社員総会の構成等） 第20条 社員総会は、すべての社員をもって組織する。</p> <p>2 本会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に定時社員総会を1回開催する。また理事会が必要と認めたときは、臨時社員総会を開催しなければならない。</p> <p>（権限） 第21条 社員総会は、次の事項について決議する。 正会員及び賛助会員の入会の基準及び会費の額 名誉会員の承認 会員の除名 役員を選任及び解任 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準 計算書類及び財産目録の承認 定款の変更 解散及び残余財産の処分 その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項</p> <p>（招集） 第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 3 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定時社員総会は、年に1回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない（法人法第36条第1項）ので、開催時期を定める。 ・社員による招集の請求による開催は、義務化できない（法人法第37条第1項） ・理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。「重要事項」という表現は、社員総会の権限の範囲が明確でない。 ・法人法第37条第1項（社員による招集の請求） ・議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、その命令に従わない者その他社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する（法人法第54条）ので、その選出方法について定める。

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>（議決の方法及び議決権）</p> <p>第23条 社員総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。</p> <p>2 社員は、1人1議決権を有する。</p> <p>（書面等による決議）</p> <p>第24条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の書面による議決権行使及び他の社員への議決権行使の委任は、前条第1項、第30条、及び第55条の出席とみなす。</p> <p>（議事録の作成）</p> <p>第25条 社員総会の議事については議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録の承認は、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。</p>	<p>（決議の方法及び議決権）</p> <p>第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。</p> <p><u>2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 会員の除名 監事の解任 定款の変更 解散 その他法令で定められた事項</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>（書面等による決議等）</p> <p>第24条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合において前条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。</p> <p>2 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書若しくは電磁的記録をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を前条の出席した社員の議決権の数に算入する。</p> <p>（議事録）</p> <p>第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及びその社員総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法第49条第1項（社員総会の決議）。ただし、定款上で定足数の要件を緩和できない（定款変更ガイドライン） ・ 法人法第49条第2項。議決権の行使目的を明記した。 ・ 社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく、定款に、社員総会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を許容する旨の定めを設けることは許されない。（定款変更ガイドライン4） ・ 議決権の代理行使 ・ 書面による議決権行使 ・ 法人法第57条（議事録） ・ 議事録署名人は省略できるが、従来通り議事録署名人を選定しても良い。

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第5章 役員及び理事会 （役員）</p> <p>第26条 本会に次の役員を置く。 理事長 1名 副理事長 1名 理事 15名以内（理事長及び副理事長を含む。） 監事 2名以内</p> <p>2 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>（役員の選任）</p> <p>第27条 役員を選出は次のとおりとする。 理事及び監事は、社員総会において選出する。 理事長及び副理事長は理事会で理事の中から選出する。</p> <p>2 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第28条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては3期までとする。</p> <p>2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては2期までとする。</p> <p>3 理事、監事が辞任した時は、別に定める規程により選出された理事、監事の次点者がその残任期間に当たるものとする。</p>	<p>第5章 役員及び理事会 （役員の設置）</p> <p>第26条 本会に次の役員を置く。 理事 15名以内 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。</p> <p>4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>（役員の選任）</p> <p>第27条 役員は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては3期までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては2期までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第26条に定め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人は、理事会を置かなければならない。理事会を置く場合、監事を設置し、理事を3名以上置かなければならない。 また監事を設置するには、定款の定めが必要。（認定法第5条第14号、法人法第60条第2項、第61条、第65条第3項） ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。（法人法第90条第3項） ・理事会を設置した場合、代表理事と業務執行理事がその法人の業務を執行する。（法人法第91条第1項）業務執行理事を置かない場合、代表理事のみが法人法上の業務執行の責任と報告義務を負う。 ・法人法第63条第1項（選任）

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>（役員の職務） 第29条 理事長は、代表理事として本会を代表し、会務を総括する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時はこれを代行する。 3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。 4 監事は、本会の会計及び資産を監査する。</p> <p>（役員の解任） 第30条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の3分の2以上で決する。</p>	<p>る定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（役員の職務） 第29条 理事長は、代表理事として本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 理事は、理事会を組織し会務を執行する。 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（役員の解任） 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>（報酬等） 第31条 役員は無報酬とする。 2 前項の規定にかかわらず、役員は、その職務執行において必要な実費弁償を受けることができる。</p> <p>（損害賠償責任） 第32条 法人法第112条の規定については、社員を正会員と読み替えて適用する。</p>	<p>・代表理事に事故があるとき等に、代表権を有することとなる者を代表理事が予め指定しておくこととなるような定款の定めをすることはできない。</p> <p>・法人法第99条第1項、第2項(監事の権限)</p> <p>・代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない(法人法第91条第2項)ため、理事会を年4回以上開催しなければならないが、定款で「毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上」と規定することもできるため、左のとおり規定すれば、理事会の開催義務は年2回となる。</p> <p>・法人法第70条第1項(解任)</p> <p>・監事を解任する場合は、特別決議が必要となる。(法人法第49条第2項)</p> <p>・理事及び監事の報酬は原則、定款で定めるが、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。(法人法第89条、第105条)</p> <p>（損害賠償責任） ・理事・監事(「役員」という)は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。(法人法第111条第1項)</p> <p>・上記一般社団法人に対する責任は、総社員の同意がなければ免除できない(法人法第112条)が、次の3つの例外がある。</p> <p>1 役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がな</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>（理事会の構成及び招集等）</p> <p>第31条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>4 理事会は、毎事業年度4回以上、理事長が招集する。</p> <p>5 前項の規定に関わらず、理事長が必要と認めるとき又は次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき</p> <p>監事から理事長に招集の請求があったとき</p>	<p>（理事会の構成）</p> <p><u>第33条</u> 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>（招集）</p> <p>第34条 理事会は、毎事業年度4回以上、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 監事は、法人法第101条第2項に該当するときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。</p>	<p>いときは、賠償の責任を負う額から法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、社員総会の決議によって損害賠償責任を免除することができる。（法人法第113条第1項）</p> <p>2 監事を設置している一般社団法人は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、損害賠償責任を免除する旨を定款に規定することができる。（法人法第114条第1項）</p> <p>3（省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、以上の規定を設けた場合であっても、悪意又は重大な過失があった場合の第三者に対する損害賠償責任は免除されない。（法人法第117条） ・公益社団法人は理事会を置かなければならず、定款に規定する必要がある。 ・原則として各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる（法人法第93条第1項）。この場合には、他の理事は招集請求権を持つにとどまり、請求したからといって招集する義務はない（法人法第93条第2項）

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>6 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。</p> <p>7 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>8 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>（理事会の権限等） 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 社員総会及び学会総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 前号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長及び副理事長の選定及び解職</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 重要な財産の処分及び譲受け 多額な借財 重要な使用人の選任及び解任 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）</p> <p>（理事会の定足数及び議決等） 第33条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。</p> <p>4 理事が理事会の決議の目的で</p>	<p>4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。</p> <p>5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。</p> <p>6 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。</p> <p>（理事会の権限等） 第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 社員総会及び学会総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 前号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長及び副理事長の選定及び解職</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 重要な財産の処分及び譲受け 多額な借財 重要な使用人の選任及び解任 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>（決議） 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事</p>	<p>・過半数を上回る割合を定款で定めることができる。（法人法第95条第1項）</p> <p>・特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。（法人法第95条第2項）</p> <p>・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。</p> <p>・理事会の決議の省略の規定</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>ある事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>5 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知をしたときは、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>（理事会の議事録） 第34条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した代表理事及び監事が署名押印の上、これを保存する。</p> <p>第6章 学会総会</p> <p>（学会総会の種類） 第35条 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。</p> <p>（学会総会の構成） 第36条 学会総会は、正会員をもって組織する。</p> <p>（学会総会の権限） 第37条 学会総会は、本会の事業計画、収支予算並びに本会運営上の重要事項について承認する。</p> <p>（学会総会の開催） 第38条 定時学会総会は、理事長が招集し毎年1回開催する。 2 臨時学会総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。開催についての理事会の議決があったとき</p>	<p>が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>（理事会への報告の省略） 第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 2 前項の規定は、第29条第4項に規定する報告については、適用しない。</p> <p>（理事会の議事録） 第38条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印の上、これを保存する。 2 前項の規定にかかわらず、理事長の変更を決議した理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。</p> <p>第6章 学会総会</p> <p>（学会総会の種類） 第39条 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。</p> <p>（学会総会の構成） 第40条 学会総会は、正会員をもって組織する。</p> <p>（学会総会の権限） 第41条 学会総会は、本会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を具申する。</p> <p>（学会総会の開催） 第42条 定時学会総会は、毎年1回開催する。 2 臨時学会総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。開催についての理事会の決議があったとき</p>	<p>は、定款上に定めがなければ実施できない。（法人法第96条）</p> <p>法人法第98条（理事会への報告の省略）</p> <p>・左記の記載が定款にない場合は、理事会に出席した理事と監事の全員の署名又は記名押印が必要となる。（法人法第95条第3項）</p> <p>・法律に根拠のない任意の機関を設けるときは、当該機関の名称、構成、権限を明確にし、法律上の機関である社員総会と理事会の権限を奪うことのないよう留意する。（定款変更ガイドライン）</p> <p>・「理事長が招集し」は第43条と重複する。</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>正会員現在数の5分の1以上から請求があったとき</p> <p>監事から招集請求があったとき</p> <p>（学会総会の招集） 第39条 学会総会は理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項各号の一に該当することとなった場合には、その日から30日以内に臨時学会総会を招集しなければならない。 3 理事長は、学会総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも学会総会の7日前までに会員に対して、発送しなければならない。</p> <p>（学会総会の議長） 第40条 学会総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。但し、定時学会総会の議長は学術集会会長が当たる。</p> <p>（学会総会の定足数） 第41条 学会総会は正会員の10分の1以上の出席により成立する。</p> <p>（学会総会の議決） 第42条 学会総会の議事は、本定款に特別の定めがある場合のほかは、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。 2 正会員は1人1議決権を有する。</p> <p>（委任による議決権行使等） 第43条 学会総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。 2 前項の他の正会員への議決権行使の委任は、前条第1項及び第41条の出席とみなす。</p> <p>（議事録等） 第44条 学会総会の議事については議事録を作成しなければならない。</p>	<p>正会員現在数の5分の1以上から理事長に対して請求があったとき</p> <p>監事から招集請求があったとき</p> <p>（学会総会の招集） 第43条 学会総会は理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項各号の一に該当することとなった場合には、その日から30日以内に臨時学会総会を招集しなければならない。 3 理事長は、学会総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも学会総会の7日前までに正会員に対して、発送しなければならない。</p> <p>（学会総会の議長） 第44条 学会総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、出席した正会員の議決権の過半数の同意により選出する。ただし、定時学会総会の議長は学術集会会長が当たる。</p> <p>（学会総会の定足数） 第45条 学会総会は総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員の出席により成立する。</p> <p>（学会総会の議決） 第46条 学会総会の決議は、本定款に特別の定めがある場合のほかは、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。 2 正会員は1人につき1議決権を有する。</p> <p>（議決権の代理行使等） 第47条 学会総会に出席できない正会員は、委任状を理事長に提出して、他の正会員である代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を前3条の出席した正会員の議決権の数に算入する。</p> <p>（議事録等） 第48条 学会総会の議事については議事録を作成しなければならない。</p>	<p>・表現を適正化</p> <p>・表現を適正化</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>2 議事録の承認は、議長及びその学会総会において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。</p> <p>第7章 学術集会</p> <p>（学術集会会長の選任） 第45条 本会に学術集会会長を置く。</p> <p>2 学術集会会長は、社員総会で正会員の中から選出し、学会総会の承認を得る。</p> <p>（学術集会会長の任期） 第46条 学術集会会長の任期は1年とする。</p> <p>（学術集会会長の職務） 第47条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。</p> <p>（学術集会の開催） 第48条 学術集会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 学術集会会長は、学術集会の運営及び演題の選定等について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、学術集会企画委員会を組織する。</p> <p>第8章 委員会</p> <p>（委員会の設置等） 第49条 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究し、審議することができる。</p> <p>3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第9章 研究論文表彰制度</p> <p>←表彰制度→</p>	<p>2 議事録の承認は、議長及びその学会総会において選出された議事録署名人2名以上が、記名押印をしなければならない。</p> <p>第7章 学術集会会長</p> <p>（学術集会会長の選任） 第49条 本会に学術集会会長を置く。</p> <p>2 学術集会会長は、社員総会の決議により正会員の中から選任する。</p> <p>（学術集会会長の任期） 第50条 学術集会会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>（学術集会会長の職務） 第51条 学術集会会長は、次の職務を行う。ただしこの定款又は法令により、社員総会又は理事会の権限に属するものについてはこの限りでない。 学術集会の演題の選定 学術集会企画委員会の委員の選任 学術集会の開催及び運営</p> <p>第8章 委員会</p> <p>（委員会の設置等） 第52条 本会に学術集会企画委員会を置く。</p> <p>2 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、前項に規定する委員会以外の委員会を設けることができる。</p> <p>3 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議し、理事会に対して報告する。</p> <p>4 委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、この定款に別段の定めがあるものを除き、理事会の決議により定める。</p> <p>（削除）</p>	<p>学術集会についてはその設置目的（とくに「権限」）が明確でないときは、条文を設けられない。何らかの決議機関でなければ、定款上で条文を設定する必要はない。</p> <p>・法律に根拠のない任意の機関を設けるときは、当該機関の名称、構成、権限を明確にし、法律上の機関である社員総会と理事会の権限を奪うことのないよう留意する。（定款変更ガイドライン）</p> <p>委員会についてはその構成が明確にならない場合、条文を設けなくてもよい。</p> <p>・法律に根拠のない任意の機関を設けるときは、当該機関の名称、構成、権限を明確にし、法律上の機関である社員総会と理事会の権限を奪うことのないよう留意する。（定款変更ガイドライン）</p> <p>表彰は学会の事業であるため第3条第5項に記載した。</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第50条 看護学の発展に寄与する学術研究活動推進のために、本会は会員の優れた研究論文を表彰することができる。</p> <p>第10章 財産及び会計</p> <p>（財産の管理） 第51条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従う。</p> <p>（経費の支弁） 第52条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。 会費 寄附金 その他の収入</p> <p>（決算） 第53条 本会の事業年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。</p> <p>2 理事長は、法令に定めるところに従い、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分及び損失の処理に関する議案並びにこれらの付屬明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、社員総会における議決を経なければならない。</p>	<p>第9章 財産及び会計</p> <p>（財産の管理） 第53条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。</p> <p>（経費の支弁） 第54条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。 会費 寄附金 その他の収入</p> <p>（事業年度） 第55条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>（事業計画及び収支予算） 第56条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、<u>一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>（事業報告及び決算） 第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。 事業報告 事業報告の附屬明細書 貸借対照表 正味財産増減計算書 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附屬明細書 財産目録 2 前項の書類のほか、次の書類を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第53、54条はなくてもよい。 ・事業年度は必要的記載事項である。（法人法第11条第1項） ・法人法には、事業報告と決算に関する規定はあるが、事業計画及び収支予算に関する定めはない。しかし、認定法では、事業計画書、収支予算書等の作成、備置きが求められており、また、法人の内部管理事項としても定款で規定すべきである。 ・収支予算書は、公益社団法人等に移行した後は、損益ベースで作成することに注意する。 ・法人法第123条～127条（計算書類等） ・法人法第129条（計算書類等の備置き閲覧） ・認定法第21条（財産目録等の備置き閲覧）

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>（剰余金の処分制限） 第54条 本会は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。 2 会員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。</p> <p>第11章 定款の変更及び解散等</p> <p>（定款の変更） 第55条 この定款は、学会総会の審議を経て、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>（解散） 第56条 本会は、法令の定めるところによる他、社員総会において総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の4分の3以上の賛成を得て解散することができる。</p>	<p>主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 監査報告 役員の名簿 役員報酬等の支給の基準を記載した書類 <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p> <p>3 定款、会員名簿及び社員名簿については主たる事務所に備え置き、<u>一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿、会員名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。</p> <p>（公益目的取得財産残額の算定） 第58条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。</p> <p>（剰余金の処分制限） 第59条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。</p> <p>第10章 定款の変更及び解散等</p> <p>（定款の変更） 第60条 本定款は、<u>社員総会の決議によって変更することができる。</u></p> <p>（解散） 第61条 本会は、<u>社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定法施行規則第38条第1項により、の書類は提出義務がある。 ・法人法第14条（定款の備置き閲覧）、第32条（社員名簿の備置き閲覧） ・社員名簿の記載事項（法人法第31条） 氏名又は名称（個人は氏名、法人は名称の意） 住所 ・役員等名簿の記載事項（認定法21条2項2号） 理事及び監事の住所及び氏名 ・第59条は、一般社団法人の場合、法人税法上の収益事業課税の要件と関連するので注意すること。 ・学会総会は、社員総会の権限を奪うことができない。 ・社団法人は、社員総会の特別決議（法人法第49条第2項）によって定款を変更することができる。（法人法第146条） ・社団法人の解散事由は法定されている。（法人法第148条）

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>2 前項の場合においては、第 24 条第 1 項の規定は適用しない。</p> <p>（残余財産の帰属） 第 5 7 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。</p> <p>第 1 2 章 事 務 所</p> <p>（事務所職員） 第 5 8 条 第 4 条に定めた事務所に職員をおく。 2 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。 3 職員は、有給とする。</p> <p>（帳簿の備付け等） 第 5 9 条 事務所には次の書類を備付けなければならない。 — 定款 — 会員及び社員名簿 — 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書 — 財産目録 — 資産台帳及び負債台帳 — 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 — 理事会及び総会の議事に関する書類 — 官公署往復書類 — 収支予算書及び事業計画書 — 収支計算書及び事業報告書 — 貸借対照表 — 正味財産増減計算書 — その他必要な書類及び帳簿</p>	<p><u>（公益認定等の取消し等に伴う贈与）</u> <u>第 6 2 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p>（残余財産の帰属） 第 6 3 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 1 1 章 職 員</p> <p>（職員） 第 6 4 条 第 4 条に定めた事務所に職員をおく。 2 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。 3 職員は、有給とする。</p> <p>（削除）</p>	<p>・認定法第 5 条第 17 号（公益認定等の取消し等に伴う贈与）、 具体的な贈与先は複数指定することも可能。また、認定法第 5 条第 17 号に掲げる者とのみ定めることでも足りる。</p> <p>・認定法第 5 条第 18 号（残余財産の帰属）、 ・第 6 3 条は、一般社団法人の場合、法人税法上の収益事業課税の要件と関連するので注意すること。</p> <p>「事務所」との表現は、第 4 条の規定と混同するので避けることが望ましい。</p> <p>・第 5 6 条、第 5 7 条に規定があるので必要がない。</p>

変更前	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>第13章 補 則</p> <p>（施行細則）</p> <p>第60条 本定款の施行について必要事項は、理事長が理事会及び社員総会の議決並びに学会総会の承認を経て、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款の改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この改正定款の施行日において評議員であるものは、施行日をもって定款第18条の代議員とみなす。また、定款第19条の代議員の任期は、評議員として就任した時点をもって起算する。</p>	<p style="text-align: center;">第12章 補 則</p> <p>（施行細則）</p> <p>第65条 本定款の施行について必要な事項は、法令又は定款に規定がある場合を除き、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款の改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款の改正は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第58条及び第62条の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>3 第55条の規定にかかわらず、この定款の改正後の最初の事業年度は、平成21年10月1日から平成22年3月31日までとする。</p>	

一般社団法人 日本看護科学学会 定款施行細則（変更案）

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第1条 この施行細則は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款第60条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。</p> <p>第2条 本会の正会員の会費は、年額10,000円とする。 2 本会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とする。</p> <p>第3条 定款第26条の理事は、社員の中から選出された11名の理事と、理事長が正会員の中から指名した4名以内の指名理事とする。 但し、指名理事は、社員総会で承認を得るものとする。</p> <p>第4条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>学術集会の形式 演題の選定及び座長の選出 その他学術集会の運営に関すること</p> <p>2 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。 学術集会会長 理事 2名 社員 2名 学術集会会長が必要と認めた正会員</p> <p>3 学術集会企画委員会の委員長は、学術集会会長とする。</p> <p>4 第2項第2号から第4号の委員の任期は1年として再任を妨げない。</p> <p>5 学術集会の会計は一般事業活動に関する会計と区分して表示する。</p>	<p>（目的） 第1条 この施行細則は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款に基づき、本会の運営に必要な次の事項を定める。</p> <p>定款第14条第1項に定める会費の額 定款第52条第2項に規定する委員会の設置 定款第52条第4項に規定する事項 定款第65条に定める事項</p> <p>（会費） 第2条 本会の正会員の会費は、年額10,000円とする。 2 本会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とする。</p> <p>（削除）</p> <p>（学術集会企画委員会） 第3条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議し、理事会に対して報告する。</p> <p>学術集会の形式 演題の選定及び座長の選出 その他学術集会の運営に関すること</p> <p>2 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。 学術集会会長 理事 2名 社員 2名 学術集会会長が必要と認めた正会員</p> <p>3 学術集会企画委員会の委員長は、学術集会会長とする。</p> <p>4 第2項第2号から第4号の委員の任期は1年として再任を妨げない。</p> <p>（削除）</p>	<p>会費は社員総会決議事項（本規則は理事会決議で制定されているため、別途会費の決議が必要となる）</p> <p>理事の選出は、社員総会の決議のみが有効であり、社員総会の決議を拘束する他の規則を設けることはできない。</p> <p>定款第52条第2項により、委員会の機能は、理事会に対する報告のみとなる。</p> <p>この規定は公益法人会計基準に反するため削除する</p>

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第5条 学会誌の編集及び発行を行うために和文誌編集委員会、英文誌編集委員会を置く。</p> <p>2 和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって各々組織する。</p> <p>理事 2名 社員 2名 正会員 若干名</p> <p>3 和文誌編集委員長及び英文誌編集委員長は各編集委員会において理事の中から選出する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>5 英文誌編集委員会は編集長をおくことができる。編集長は英文誌の編集に秀でた者とする。編集長の任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>6 和文誌編集委員会は専任査読委員をおくことができる。専任査読委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p>	<p>（和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会）</p> <p>第4条 学会誌の編集及び発行を行うために、和文誌編集委員会、英文誌編集委員会を置く。</p> <p>2 和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって各々組織する。</p> <p>理事 2名 社員 2名 正会員 若干名</p> <p>3 和文誌編集委員長及び英文誌編集委員長は各編集委員会において前項第1号に規定する理事の中から選出する。</p> <p>4 第2項に規定する委員のほか、英文誌編集委員会は編集長をおくことができる。編集長は英文誌の編集に秀でた者とする。</p> <p>5 第2項に規定する委員のほか、和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会は専任査読委員をおくことができる。</p> <p>6 前4号に規定する委員及び編集長の任期は2年とし再任を妨げない。</p>	
<p>第6条 授賞論文の選考にあたり、論文選考委員会を置く</p> <p>2 選考委員会は、和文誌編集委員長、英文誌編集委員長の他、理事会で選出された次の委員をもって組織する。</p> <p>理事 1名以上 社員 2名以上</p> <p>3 委員長は論文選考委員会において理事の中から選出する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p>	<p>（論文選考委員会）</p> <p>第5条 授賞論文の選考にあたり、論文選考委員会を置く。</p> <p>2 選考委員会は、和文誌編集委員長、英文誌編集委員長の他、理事会で選出された次の委員をもって組織する。</p> <p>理事 1名以上 社員 2名以上</p> <p>3 委員長は論文選考委員会において前項第1号に規定する理事の中から選出する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p>	
<p>第7条 本会の会員管理及び事務所運営を円滑に行うために総務委員会を置く。</p> <p>2 総務委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。</p> <p>理事 2名 社員 1名</p> <p>3 委員長は総務委員会において理事の中から選出する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし再任を</p>	<p>（総務委員会）</p> <p>第6条 本会の入会条件を満たしているかどうかの調査並びに会員管理及び事務所運営を円滑に行うため、総務委員会を置く。</p> <p>2 総務委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。</p> <p>理事 2名 社員 1名</p> <p>3 委員長は総務委員会において理事の中から選出する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし再任を</p>	

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>を妨げない。</p> <p>第 8 条 定款第 49 条に基づき設置された各委員会は、理事会で選出された委員をもって組織する。</p> <p>2 委員会の委員長は、各委員会において理事の中から選出する。</p> <p>3 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。</p> <p>第 9 条 社員総会、学会総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。</p> <p>開催の日時・場所 社員又は正会員の総数及び出席社員数又は出席会員数（定款第 24 条又は定款第 43 条による場合はそれを付記する） 審議事項及び議決事項 議事の経過の概要及びその結果 議事録署名人の選出に関する事項</p> <p>2 議事録の公告は学会誌への掲載並びに電子公告によりすみやかに行われなければならない。</p> <p>第 10 条 施行細則改正は社員総会で行う。但し第 2 条及び第 3 条は学会総会の承認を必要とする。</p> <p>この施行細則は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。 この施行細則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>妨げない。</p> <p>（その他の委員会） 第 7 条 本会に次の委員会を置き、各委員会は理事会で選出された委員をもって組織する。 看護学学术用語検討委員会 国際活動推進委員会 研究・学術情報委員会 看護倫理検討委員会 社会貢献委員会 広報委員会 将来構想委員会 研究倫理審査委員会 公益法人化推進委員会</p> <p>2 前項に規定する委員会の委員長は、各委員会において理事の中から選出する。</p> <p>3 第 1 項に規定する委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。</p> <p>（学会総会の議事録） 第 8 条 学会総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。 開催の日時・場所 正会員の総数及び出席正会員数（定款第 47 条による場合はそれを付記する）</p> <p>審議事項及び議決事項 議事の経過の概要及びその結果 議事録署名人の選出に関する事項</p> <p>2 議事録は本会の学会誌及びウェブサイトにもすみやかに掲載しなければならない。</p> <p>（定款施行細則の改正） 第 9 条 本細則の改正は、理事会の決議により行う。 2 前項の規定にかかわらず、本細則第 2 条の改正は社員総会の決議により行う。</p> <p>附則 この施行細則は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。 附則 この施行細則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附則 この細則の改正は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>すべての委員会を限定列挙する必要がある。</p> <p>社員総会の議事録記載事項は、定款及び一般社団・財団法人法の規定事項。</p>

一般社団法人 日本看護科学学会 代議員・役員選出規程（変更案）

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款第 18 条並びに第 27 条及び定款施行細則第 3 条を受け、代議員並びに役員の選出に必要な事項を定める。</p> <p>（選挙管理委員会）</p> <p>第 2 条 理事会は、被選挙権を有しない正会員の中から 5 名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織し、代議員及び役員の選出を行う。</p> <p>2 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。選挙管理委員は、選挙権を有する。</p> <p>3 選挙管理委員の任期は、期間内の 2 回目の理事選挙の当選者が学会総会で承認された時までとする。</p> <p>（代議員選出）</p> <p>第 3 条 代議員は、地区別に選出するものとする。地区別の区分については、北海道、東北、東京（海外含む）、北関東、南関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 11 地区とし、その定数は次のように定める。 正会員 30 人に 1 人とする 正会員 30 人以内の場合は 1 人とする 正会員 30 人を超える場合、端数が 16 人以上となれば 1 人を加える</p> <p>第 4 条 選挙人名簿作成時現在、その年の会費を納入した正会員は選挙権を有する。</p> <p>第 5 条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を選挙人に配布しなければならない。</p>	<p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款第 18 条第 2 項により代議員選挙に必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条 理事会は、正会員の中から 5 名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織する。</p> <p>2 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。</p> <p>3 選挙管理委員の任期は、理事会が別に定める規程により当該選挙管理委員の委嘱後 2 回目の理事候補者選挙において、理事候補者を選出し、理事候補者名簿を理事会へ提出する時までとする。</p> <p>第 3 条 定款第 18 条第 4 項に規定する地区別の区分については、北海道、東北、東京（海外含む）、北関東、南関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 11 地区とし、各地区の区域は別表のとおりとする。</p> <p>第 4 条 選挙人名簿作成時現在の正会員は選挙権を有する。</p> <p>第 5 条 選挙管理委員会は、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成しなければならない。選挙管理委員会は被選挙人名簿を選挙人に配布しなければならない。</p> <p>2 被選挙人は、正会員のうち定</p>	<p>役員選出については、「役員候補者選出規程」を別に定める。</p> <p>選挙は理事会から独立して行わなければならないため、選挙人名簿及び被選挙人名簿の承認規定は削除する。</p>

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第 6 条 選挙期日は、委員会で決定し、正会員に公示しなければならない。</p> <p>第 7 条 選挙は、無記名投票により行う。</p> <p>第 8 条 投票は、選挙人 1 人につき、各所属地区の代議員定数に相当する数の被選挙人を選ぶ。</p> <p>第 9 条 開票は委員会が行う。</p> <p>第 10 条 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。 2 前項立会人は、選挙管理委員会が被選挙権のない代議員の中から 1 名選出する。</p> <p>第 11 条 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。</p> <p>第 12 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの 外封筒に記名のないもの 定められた代議員数を超えて投票したもの その他選挙の規程に反するもの</p> <p>第 13 条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とする。 2 同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する 3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。 4 当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。 5 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。</p>	<p>款第 19 条第 1 項但書に規定する再任制限のない者とする。</p> <p>第 6 条 選挙期日は、委員会で決定し、正会員に公示しなければならない。</p> <p>第 7 条 選挙は、無記名投票により行う。</p> <p>第 8 条 投票は、選挙人 1 人につき、各所属地区の代議員定数に相当する数の被選挙人を選ぶ。</p> <p>第 9 条 開票は委員会が行う。</p> <p>第 10 条 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。 2 前項に規定する立会人は、選挙管理委員会が代議員の中から 1 名選出する。</p> <p>第 11 条 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。</p> <p>第 12 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの 外封筒に記名のないもの 定められた代議員数を超えて投票したもの その他定款又は本規程に反するもの</p> <p>第 13 条 選挙において有効投票を多数得た者から順に代議員を選出する。 2 同数の有効投票を得た者については、選挙管理委員会が行う抽選により決定する。 3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。 4 選出された者が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。 5 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。</p>	

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由																								
<p>（役員選出）</p> <p>第14条 定款第27条に基づき、指名理事を除く役員の選出は代議員の中から互選によって行う。</p> <p>第15条 理事（指名理事を除く）の選出は代議員1名につき、5名を無記名投票する。</p> <p>第16条 監事の選出は代議員1名につき、1名を無記名投票する。</p> <p>第17条 次の投票は無効とする。</p> <p> 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの</p> <p> 外封筒に記名のないもの</p> <p> 被選挙権を有しない者に投票したもの</p> <p> 投票期限を過ぎてから到着したもの</p> <p> その他選挙の規程に反するもの</p> <p>第18条 選挙において有効投票を多数得た者から順に理事及び監事を選出する。</p> <p>2 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。</p> <p>3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。</p> <p>4 理事、監事の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事として選出する。</p> <p>5 選出された者が定まったときは、委員会は選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>6 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。</p> <p>（報告及び公告）</p> <p>第19条 理事長は選出された代議員及び役員を学会総会に報告し、その公告を、学会誌及び電子公告により行う。</p> <p>この選出規程は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p>この選出規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>第14条 委員会は地区別に選出された代議員並びに次点者の名簿を理事会に提出する。</p> <p>第15条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。</p> <p>（第14条から第19条まで削除。役員候補者選出規程を新設）</p> <p>附則 この選出規程は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p>附則 この選出規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="608 925 995 1910"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> </tr> <tr> <td>東京（海外含む）</td> <td>東京（海外含む）</td> </tr> <tr> <td>北関東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉</td> </tr> <tr> <td>南関東</td> <td>千葉、神奈川</td> </tr> <tr> <td>甲信越</td> <td>新潟、長野、山梨</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>富山、石川、福井</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>静岡、愛知、岐阜、三重</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> </tr> </tbody> </table>	地区	都道府県	北海道	北海道	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東京（海外含む）	東京（海外含む）	北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉	南関東	千葉、神奈川	甲信越	新潟、長野、山梨	北陸	富山、石川、福井	東海	静岡、愛知、岐阜、三重	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	
地区	都道府県																									
北海道	北海道																									
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島																									
東京（海外含む）	東京（海外含む）																									
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉																									
南関東	千葉、神奈川																									
甲信越	新潟、長野、山梨																									
北陸	富山、石川、福井																									
東海	静岡、愛知、岐阜、三重																									
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山																									
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知																									
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄																									

一般社団法人 日本看護科学学会 役員候補者選出規程（案）

(現行) 代議員・役員選出規程	(新設) 役員候補者選出規程案	根拠・理由
<p>第 14 条 定款第 27 条に基づき、指名理事を除く役員の選出は代議員の中から互選によって行う。</p> <p>第 15 条 理事(指名理事を除く)の選出は代議員 1 名につき、5 名を無記名投票する。</p> <p>第 16 条 監事の選出は代議員 1 名につき、1 名を無記名投票する。</p> <p>第 17 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの 外封筒に記名のないもの 被選挙権を有しない者に投票したもの 投票期限を過ぎてから到着したもの その他選挙の規程に反するもの</p>	<p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本看護科学学会(以下、「本会」という)の役員候補者の選出に必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条 本会の代議員選出規程第 2 条に定める選挙管理委員会(以下「委員会」とする)は、役員候補者の選出を行う。</p> <p>第 3 条 役員候補者の選出は代議員の中から互選によって行う。</p> <p>第 4 条 選出の期日は、委員会で決定し、代議員に公示しなければならない。</p> <p>第 5 条 理事候補者の選出は代議員 1 名につき、5 名を無記名投票する。</p> <p>第 6 条 監事候補者の選出は代議員 1 名につき、1 名を無記名投票する。</p> <p>第 7 条 開票は委員会が行う。</p> <p>第 8 条 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。 2 前項立会人は、選挙管理委員会が代議員以外の正会員の中から 1 名選出する。</p> <p>第 9 条 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。</p> <p>第 10 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの 外封筒に記名のないもの 被選挙権を有しない者に投票したもの 投票期限を過ぎてから到着したもの その他選挙の規程に反するもの</p>	

(現行)代議員・役員選出規程	(新設)役員候補者選出規程案	根拠・理由
<p>第18条 選挙において有効投票を多数得た者から順に理事及び監事を選出する。</p> <p>2 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。</p> <p>3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。</p> <p>4 理事、監事の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事として選出する。</p> <p>5 選出された者が定まったときは、委員会は選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>6 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。</p> <p>(報告及び公告)</p> <p>第19条 理事長は選出された代議員及び役員を学会総会に報告し、その公告を、学会誌及び電子公告により行う。</p>	<p>第11条 役員候補者選出において有効投票を多数得た者から順に理事及び監事候補者を選出する。</p> <p>2 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。</p> <p>3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。</p> <p>4 理事、監事の両方の候補者に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。</p> <p>5 選出された者が定まったときは、委員会は選出された者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>6 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。</p> <p>第12条 委員会は選出された役員候補者名簿を理事会へ提出する。ただし理事会は、前条の規定により選出された役員候補者を参考として役員選任案並びに次点者案を作成することとし、次の内容の役員選任案であっても社員総会に提出することを妨げない。</p> <p>前条の規定により選出された者の全部または一部を役員選任案に採用しないこと</p> <p>前条の規定により選出されていない者を役員選任案に加えること</p> <p>第13条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。</p> <p>附則 本規程は、平成22年1月1日より施行する。</p>	

一般社団法人 日本看護科学学会 会員資格基準（変更案）

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
<p>第1項 一般社団法人日本看護科学学会定款第9条の規定に基づき、本会理事会における会員の選考は、この基準により行う。</p> <p>第2項 本会正会員の選考は、次の各号の一つに該当し、理事会の定める業績基準を満たす者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 看護学を専攻し、大学（短期大学を含む）および研究所等において、教育、研究に従事している者 二 看護を実践し、看護学に関する業績のある者 三 看護関連科学の研究業績を有する者 <p>第3項 本会の賛助会員の選考は、看護および保健医療の分野において貢献している個人あるいは団体とする。</p>	<p>第1条 一般社団法人日本看護科学学会定款第10条及び第11条の規定に基づき、本会理事会における会員の選考は、この基準により行う。</p> <p>第2条 本会正会員の選考は、次の各号の一つに該当し、第4条に定める業績基準を満たす者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護学を専攻し、大学（短期大学を含む）および研究所等において、教育、研究に従事している者 看護を実践し、看護学に関する業績のある者 看護関連科学の研究業績を有する者 <p>第3条 本会の賛助会員の選考は、看護および保健医療福祉の分野において貢献している個人又は団体とする。</p> <p>第4条 入会申込時の研究業績の最低条件は以下のとおりとする（いずれかに該当すること）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文名を明示した修士論文（他学問分野の修士論文も内容が看護に関連していれば可とする。）あるいは修士論文に代わる特定課題研究看護に関する著書（分担部分を明記すること。） 1件以上の、全国規模の看護系学会あるいは看護関連学会での研究発表（演題名、学会名、抄録誌への掲載頁、発表年月、申込者を含めた共同研究者名を明記すること。但し、当該年次の本学会学術集会への応募演題が採択された場合は、この発表を1件として認める。） 1件以上の、全国規模の看護系学会誌あるいは看護関連学会誌への研究論文（この場合、その論文の種類は問わない。論文表題、掲載誌名と巻号頁、発表年月、申込者を含めた共同研究者名を明記すること。） 	<p>「項」を「条」に変更 定款変更による条文数変更</p> <p>別規定となっていた「入会時の研究業績の条件」の内容を第4条に挿入したため</p> <p>「一般社団法人日本看護科学学会入会時の研究業績の条件」の規定を列挙</p>

変更前（現行）	変更後（案）	変更の根拠・理由
	<p>1 件以上の、大学・短期大学・研究所紀要への研究論文（この場合、その論文の種類は問わない。論文表題、掲載誌名と巻号頁、発表年月、申込者を含めた共同研究者名を明記すること。看護学校の紀要は該当しない。）</p> <p>2 件以上の研究報告書（ただし、当該研究報告書に研究代表者、研究分担者、研究協力者として本人の氏名が明記されていること。本人が代表者でない場合は研究代表者名を明記すること。）</p> <p>2 件以上の、全国の読者を対象とした看護系雑誌あるいは看護関連雑誌への投稿論文（第 4 号括弧書きを準用する。）</p> <p>2 件以上の、地方・地区規模での看護系学会あるいは看護関連学会での研究論文の発表（第 4 号括弧書きを準用する。）</p> <p>3 件以上の、地方の読者を対象とした看護系雑誌あるいは看護関連雑誌への投稿論文（第 4 号括弧書きを準用する。）</p> <p>第 5 条 この基準の改正は、定款第 13 条に基づき社員総会の決議により行う。</p> <p>附則</p> <p>1 この基準の改正は、平成 22 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>2 「一般社団法人日本看護科学学会入会時の研究業績の条件」の規定は、この基準の改正により、平成 21 年 12 月 31 日に廃止する。</p>	